



「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出について

森林を伐採する際には、森林法に基づき市町村長へ事前の届出が必要となります。



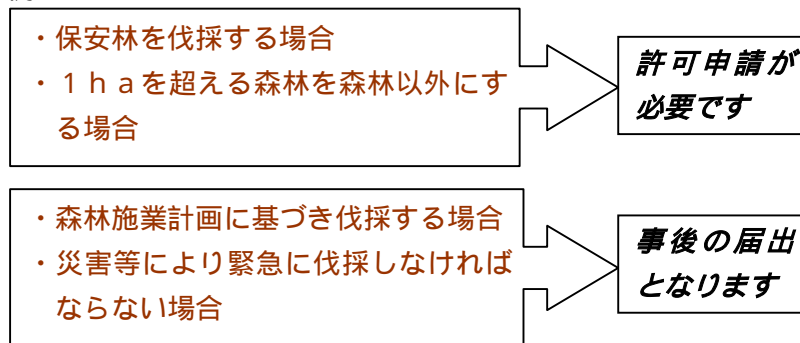
伐採及び伐採後の造林届出書はどのようなものか

- ・ 各市町村では健全で豊かな森林をつくるために市町村森林整備計画を策定しています
- ・ 「伐採及び伐採後の造林届出書」は森林の伐採がこの市町村森林整備計画に従って的確に行われ、また、伐採後の森林がその大切な働きを失うことのないように造林を的確に行うことを確認するために、事前に提出していただく書類です。

どのような森林が対象となるか

- ・ 保安林・保安施設地区を除く地域森林計画の対象民有林です
(対象となっているかどうかは下記の問い合わせ先で確認できます。)
- ・ 間伐や皆伐などの伐採方法・樹種・面積に関わらず届出は必要となります
- ・ 国や地方公共団体が実施する場合も原則必要となります
- ・ ただし、以下の場合などは許可申請又は事後の届出が必要になります

例えば・・・



誰が届出をするのか

- ・ 森林所有者が自分で又は業者に請け負って伐採する場合は森林所有者が行います
- ・ 伐採業者が立木を買い取ってから伐採する場合は、伐採業者が行います

届出の内容は

- ・ 森林の所在地、伐採面積、伐採方法、伐採期間、伐採後の造林方法、造林期間、造林樹種などです
- ・ 届出書の様式と記入例は別添(様式)のとおりです。

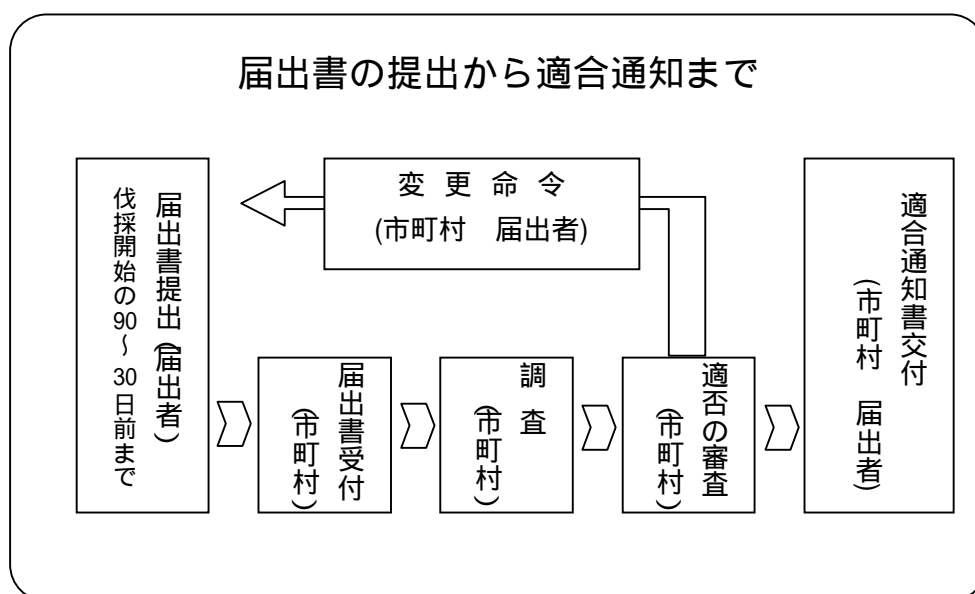


どこに提出するのか

- 伐採する森林が所在する [市町村役場の林務担当課](#) に提出して下さい。

いつまでに届け出るのか

- 伐採を開始する **90日から30日前**までに提出して下さい
- 市町村では届出書を受け取った後に、伐採する林齢が適切か、伐採後の造林等の更新方法が適正に計画されているかなど、市町村森林整備計画に適合しているかを審査し、適正と認める場合には適合通知書を届出者に通知します。



まだ良くわからないが (下線部をクリックすると移動します)

- 詳細については [各市町村の林務担当課](#)、[各森づくりセンター普及課](#)、[渡島支庁産業振興部林務課](#) にお問い合わせください。
- そのほか、[林野庁](#)と[北海道水産林務部林務局森林計画課](#)のホームページに森林計画制度について記載してありますので参考にしてください